

第10期にしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託 提案書等作成要領

第10期にしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託（以下「本業務」という。）に係る提案内容は、第10期にしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、第10期にしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び本作成要領（以下、「作成要領」という。）の要件を満たすことを条件とする。

提案書等に記載すべき項目は、次に示すとおりとする。提出する提案書等の構成は項目の順に一致させること。また、業務協力を予定している法人等がある場合は、各項目に委託範囲を明記した上で記載すること。

1 提案書

提案書には、次の項目について記載すること。

(1) 法人等の概要

①概要

設立年月日、代表者氏名、資本金、従業員数、業務内容等の基本データ及び許可・認可の取得状況等について具体的に記載する。また、業務協力を予定している法人等がある場合は、すべての法人等について同様に記載する。

なお、補足資料として、既存の文書（会社パンフレット等既作成物）を添付することは可とする。

②法令遵守

提案事業者における、法令遵守に関する考え方を記載する。

(2) 事業実績

直近5年間に、愛知県内において市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画の計画策定業務を受託した実績について、次の点について記載する。

①アンケート調査を実施した場合、内容や結果の分析・活用について工夫した点

②高齢者や介護サービス事業者等関係機関の意見を幅広く収集して計画に反映させるために工夫した点など、計画策定に至る一連のプロセスにおいて工夫した点

(3) 本市の地域特性

本市の高齢者福祉・介護保険事業に関し、人口や人口構成、将来人口推計、要介護認定率や要介護認定者等数、介護サービス給付実績、市の施策等を踏まえて概括的に記載する。

(4) 本業務を実施する際の基本的な考え方

今後の介護保険制度の見直しや介護報酬改定を見据え、本業務に対する基本的

な考え方、本市の地域特性を踏まえて本業務に臨む姿勢、第10期にっしん高齢者ゆめプラン（以下「第10期ゆめプラン」という。）のあり方や方向性について記載する。

(5) 令和7年度業務委託に係る提案

仕様書を踏まえ、令和7年度に実施する業務の具体的な内容及びスケジュールを記載する。記載内容には次の点を盛り込むこと。

- ・ 高齢者実態把握調査に含める市独自の調査事項の提案
（第9期ゆめプラン策定時の調査との連続性を考慮すること）
- ・ 有効回収率を上げるための工夫

(6) 令和8年度業務委託に係る提案

仕様書を踏まえ、令和8年度に実施する業務の具体的な内容及びスケジュールを記載する。記載内容には次の点を盛り込むこと。

- ・ 第9期及び第10期ゆめプランの調査結果をどのように比較分析すれば介護予防事業評価及び効果測定を行うことができるかについての仮説
- ・ 認知症の人及びその家族からの声を反映させる取組の提案（実施時期や手法）

(7) 本業務を受託した場合の実施体制

本業務を受託した場合の実施体制及び業務分担を記載する。また、業務協力を予定している法人等がある場合は、その者が所属する法人等の名称も記載する。

2 見積書及び見積内訳書

- (1) 本業務に係る提案に要するすべての費用について、それぞれ見積書及び見積内訳書（いずれも様式任意。押印不要）を提出する。
- (2) 見積額については、実施要領3（1）の委託上限額等を超過しないよう留意すること。

3 共通事項

- (1) 提案書等は、説明を要しなくとも、読んで理解ができるような記述に努めること。
- (2) 提案書等の書式は、全てA4版縦置き、左横書きとし、文字サイズは12ポイント以上とすること。（図表等でやむを得ない場合は一部ページの横置きを可とする。）
- (3) 提案書は次のページ数上限以内で作成すること。（表紙、法人等の概要に係る補足資料、見積書及び見積内訳書はページ数にカウントしない。）

項目	ページ数上限
①法人等の概要	1 ページ ※業務協力を予定している法人等がある場合は1 法人等につき1 ページ
②事業実績	1 ページ
③本市の地域特性	1 ページ
④本業務を実施する際の基本的な考え方	1 ページ
⑤令和7年度業務委託に係る提案 ⑥令和8年度業務委託に係る提案	⑤⑥を合わせて6 ページ
⑦本業務を受託した場合の実施体制	1 ページ

- (4) 提案書は、第10期につき高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託提案書（様式5）を表紙とし、提案書、見積書、見積内訳書の順に1冊に製本し、ページ番号を付すこと。
- (5) 製本に際しては、原則両面印刷とし、左2点綴じとすること。また、製本は簡易なものとし、選考終了後に、そのまま溶解処理等ができるもので提出すること。
- (6) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しないので、必要な事項については、全て提案書に記載すること。